

県立音楽堂公演支援事業について

【公益財団法人いしかわ県民文化振興基金】

公益財団法人いしかわ県民文化振興基金では、みなさんの文化活動を支援するため、音楽堂を利用して行う公演等に対して助成を行っております。助成対象や申請手続等は、次のとおりです。

1 趣 旨

県民の文化活動を支援するため、音楽堂を利用して行う公演等に対し、使用料の助成を行うこととし、県民の文化活動の活性化を図る。

2 助成対象事業

令和2年度中（令和2年4月1日～令和3年3月31日）に音楽堂で実施する芸術・文化活動

3 助成対象

芸術・文化活動を行う県内の団体（営利を目的としない団体）

4 助成対象経費

県立音楽堂で実施する公演及びリハーサル等に係るホール、楽屋等及び附属設備の使用料。なお、会場設営料等、別途業者に支払う料金は、助成対象外とします。

5 助成金額

助成対象経費の1/2以内

（助成金額は10万円以上、50万円を限度とし、1万円未満の端数は、切り捨てます。）

6 申込期限提出書類

令和2年7月22日（水）（必着）までに助成要望書（様式第1号）を提出して下さい。

7 書類提出及び問い合わせ先

公益財団法人 いしかわ県民文化振興基金

（石川県県民文化スポーツ部文化振興課内）

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

TEL：076-225-1371

FAX：076-225-1496

8 その他

- （1）営利を目的としない団体が行う公演、文化活動等を助成対象とします。
- （2）同一団体への助成は1年度に1公演1回限りとします。
- （3）県の事業費助成やいしかわ県民文化振興基金の助成を受けている公演等は、原則として使用料助成の対象としません。

申請事務手続等

- 1 助成を希望する団体は、助成要望書（様式第1号）を提出してください。
団体が、合同で開催する場合は、代表となる団体が助成申請等の事務手続を行ってください。
- 2 いしかわ県民文化振興基金は、提出いただいた助成要望書を審査し、助成の採否を通知します。
- 3 助成の内示を受けた団体は、事業完了後、助成金交付申請兼実績報告書（様式第2号）及び請求書（様式第3号）を提出してください。
※助成金交付申請兼実績報告書（様式第2号）及び（様式第3号）につきましては、助成の内示通知時に合わせて送付いたします。